

1. 韓国の租税構造変遷

韓国で税金という言葉が初めて使われたのは1894年である。この時最初に、金納制が導入施行された。当時旧韓末の貨幣制度は銀貨本位制であったので、これに足を揃える形で金納制が採択された。当時の米及び布などの租税物納慣行を貨幣に換算して、代銭に納付したのが、その起源だといわれている¹。旧韓末の租税体系は、農業生産物を根幹にする封建的な税目が主流で、地税、戸税、家屋税、酒税、タバコ税、関税、鈔税などで構成された。

日本統治下（1910—1945年）では、法人所得税、砂糖消費税、資本利子税、登録税、印紙税、朝鮮銀行発行税などの新しい税目が追加導入され運営された。終戦までの韓国の国税の分類体系は、所得税、流通税、消費税の3個に分けられていて、所得税には所得税、法人資本税、地税、相続税などが、流通税には、建築税、通行税、取引税などが、消費税には電機ガス税、酒税、砂糖消費税などがあった。所得を「取得」という概念に含めていることと、流通税と消費税を独立的に分類しているのが特徴である²。

1948年新政府樹立直後、健全な財政再建のための適切な税收確保と租税負担の公平性を検討するため、「税制改革委員会」を設置し、税制改革が推進し始めた。その改革内容は、民間貯蓄を促進するための所得税の緩和、インフレを抑制するための奢侈品に対する個別消費税の強化、租税の所得再分配機能を考慮した財産および不労所得に対する課税の強化などである。このような改革方針によって、1949—50年度の間、法人税および贈与税、免許税等の税法が16目制定され、法人資本税、利益配当税、特別行為税の税法3目が廃止された³。

1950年は6・25動乱の勃発で、租税政策は国防費を中心に急激に膨張する戦費を賄うため、増税政策に転換された。すべての税目の税率が引き上げられ「臨時租税増収措置」が取られた。また、1951年には租税特別法が制定され、増税を強化する一方、戦争の被害が少ない農村の税收を確保するため臨時土地取得税を新設した。土地取得税は、1953—54年の間に、内国税収のほぼ50%を占めるほど成功的に徴収され、その当時の税収の主要源泉になった。しかし、6・25動乱が終わった後、物納税だったこの税制が持っている重い租税負担を軽減させるために、この税制は廃止され、代わりに金納税の土地税が新設された。1953年には終戦となり、戦時税制から経済再建に重点をおく税制改正が行われ、戦時に制定された租税特別法と租税臨時増収法が廃止された。3年後には「経済復興5ヵ年計画」（1957—1961年）の構想をきっかけに、これを税制面でバックアップするための全面的な税制改革が行われた。従来の直接税中心の税制を、資本の蓄積を支援のために、所得課税の負担を減らす政策に変わった。物品税と酒税などの個別消費課税を強化して間接税の比

¹ 韓国財政40年史第6巻、韓国開発研究院、1991、p. 52.

² 李 弼佑『租税論』法文社、1997、p. 461.

³ 李 鎮淳『韓国の租税政策』韓国経済新聞社、1994、p. 17.

重を増大させた。6・25 動乱で破壊された経済が戦後外国の援助を受けて⁴、急速に再建され、1957 年までに復旧事業が一段落された。

今日の韓国における税制の根幹は、1960 年代に形成されている。1961 年には、新政権による大韓民国政府樹立後(1948 年)一番大規模な税制改定が断行され、その後 1962—66 年の間にも、毎年小幅な税制改正が行われた。

1961 年の財政改正では、1962 年から始まる「第 1 次経済開発 5 カ年計画」の推進に必要な財源を調達するために、大幅な税制および税務行政の改革が行われた。その内容は租税体系の簡素化、資本蓄積強化を目指した間接税重点の歳入増加などであった。認定課税の是正のため、納税者の正確な記帳と申告を義務化し、所得税、法人税、営業税の自己申告に対しては租税減免制度を設けた。納税者の自己申告を助けるための、税理士制度も新設された。翌年の税制の改正では、間接税中心の是正と基幹産業に対する投資優遇策が図られた。

1964 年の改正では、税収増大を図るため物品税法を改正して、奢侈品に対する税率を引き上げるとともに、新たに 24 品目を奢侈品対象に追加し課税対象を拡大した。1967 年には、「第 2 次経済開発 5 ヶ年計画」の経済開発の支援および合理的な税制を支えるための税制改革が行われ、所得税、法人税、相続税などの直接税の改正と、酒税、物品税などの間接税の改正も行われた。その内容は、段階的な総合所得税制の採用、主要産業に対する投資奨励策として従来の減免制度の改善、投資金額の 6%を法人税額から控除する投資控除制度などである。また資本市場の発展と株式公開を促進するために、法人を公開法人と、非公開法人に区分し非公開法人には公開法人より 5—10%高い税率を適用した。また中小企業の育成のために、中小企業の機械取得に対しては、30%の特別償却制度を創設した。不動産投機を抑制するための不動産投機抑制税が新設されると共に、さらに電話税なども新設された⁵。

租税政策は 1971 年の税制改正を転換点に、経済開発政策の推進に必要な財源調達のための増税政策から、民間部門の資本蓄積支援のための減税政策に変更された。1960 年代の税制改革とは違って 1970 年代のそれは、税制の所得再分配機能の強化と公平課税の実現、および経済開発支援租税の効率化を誘導する方向に租税政策が変化し始めたことである。その背景になったのは、1960 年代の政府主導における不均衡成長政策の強力推進の結果、高度成長は成し遂げたが、階層間、地域間の不均衡は広がり、それに対する批判が各界から提起されたことである。従って政府は均衡成長政策に政策目標を調整し、1970 年代は、租税政策面でも租税摩が比較的少ない間接税の増税政策を推進した。

1970 年代初頭に、財務部による「長期税制改正方向」が公表された。そこでは、所得税においては完全な総合課税へ、間接税においては付加価値税への転換をその基本目標として掲げられた。1971 年の改正では、低所得層の税負担を軽減するための勤労所得と事業所得に対する税率を引き下げ、基礎控除額は引き上げた。総合所得税の段階的な発展を図るため、

⁴ 1945 年から 1963 年の間に、総額 36 億ドルにのぼる海外援助を受けられ、戦後の痛手から立ち上がることができた。

⁵ 東畑精一、木村元一編著『アジアの財政』東洋経済新報社、1970、pp. 50—51.

納税義務者を従来の 500 万ウォン以上から 300 万ウォン以上へと引き下げ、課税範囲を拡大した。

1975 年には、間接税を簡素化及び合理化し、所得課税の減税措置による税収の不足分を補填するため、すなわち租税の中立性を維持しながら税収の安定的な確保のため付加価値税の本格的な導入作業に着手し、1977 年に導入することになる。さらに先立って、1974 年には、均等割と所得割の 2 種類に課税される住民税が地方税として導入された⁶。

1980 年代は、開発推進時代の不均衡経済政策が生んだ所得階層間の富の格差を契機に、土地投機防止、民主化宣言など政治及び社会がもう一回大きく揺れ動いた。税制も従来の成長援助の運営から、分配公正と課税公平へ視点が転換される時期になったといえる。1981 年には、5 年間の期間限定の目的税として教育税が導入された。1989 年には勤労所得控除制度(勤労税額の 20%限度)を導入し、勤労者の税負担を軽減した。この年の税制改正では、土地公概念税目である宅地上限税、開発負担金税、土地超過利得税、総合土地税が導入され、本格的に土地投機を防止する手段としての土地課税が始り、韓国税制の画期的な改革が行われた。

1993 年には「金融実名制」が導入されることによって、事業者の取引が透明化されるようになり、事業者の税負担もその分増えたが、同時に年間の売上が、1 億 2,000 万ウォン未満の零細事業者に対しては、累進的な付加税限界税額控除制度を導入した⁷。韓国の税制は戦後、経済的、政治的、社会的な変動によって、新しい税目を導入したり、旧税目を廃止しながら現在に至っている。戦後から 1994 年までの新税導入を整理して見ると次のようである。新税は全部で 25 個になり、廃止された税目の数も 16 目になる。

戦後新税導入勢

年度	税目	年度	税目
1948	贈与税	1974	住民税(地方税)
1954	登録税、土地収得税	1975	不当利得税、防衛税、電話税(地方税)
1957	臨時土地収得税、資産再評価税、 臨時外換特別税	1977	付加価値税、特別消費税、 事業所税(地方税)
1961	都市計画税、共同施設税(地方税)	1982	教育税
1966	資産再評価税、証券取引税	1990	土地超過利得税、総合土地税
1967	不動産投機抑制税	1992	地域開発税(地方税)
		1994	交通税、農漁村特別税

参考：過去に設置されたあとに廃止されたものまたは復活した税目は除外した。

資料：李 弼佑『租税論』法文社、1997. P. 461.

⁶ 1970 年までの資料は主に『韓国財政 40 年史』韓国開発研究院、1991 年を参照した。

⁷ 李 弼佑『租税論』法文社、1997. pp. 466-467.

2. 現行租税構造

韓国の租税体系は、課税の主体によって国税と地方税に分けられる。国税は、交易に対する通関手続きを行っているか、いないかによって関税と内国税に分類され、内国税は、租税の転嫁の方法によって、直接税と間接税に分けられる。その上、租税収入が財政需要を充当するものかそれとも特定の目的のためかによって、普通税と別目的税に分類される。

国税の直接税には、所得税、法人税、相続・譲与税、資産再評価税などの5目があり、間接税には付加価値税、酒税、特別消費税など6目がある。特別目的税には教育税、登録税、農漁村特別税などの3目と、関税を含めて国税の構造ではすべて15目になっている。そして地方税は、道税と市・郡税とに分類され、取得税、登録税、住民税、農地税などの普通税が11目と、都市計画税、共同施設税、事業所税などの項目で構成され、すべて15目の税目になっている。当研究課題である付加価値税は1977年に導入されている。以上韓国の税制について歴史を追って概観してきたが、韓国の現行の租税体系については(表1-2)にみられるように内国税における間接税に位置付けられている。

(表 1-2) 現行韓国の租税体系



参考：催 聖烈『租税法総論』、2000、p. 32.